

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考
	<p>第1編 総則</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 特別防災区域の概況</p> <p>1（略）</p> <p>2 各地区及び特定事業所の概況</p> <p>○ 釧路地区</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>5 （4）港湾及び船舶出入数（数値は平成29年～令和元年の3年間平均である。）</p> <p>昭和26年に重要港湾の指定を受けている。</p> <p>昭和44年から西港区の建設に着手し、平成21年に西港区第3埠頭に国際コンテナターミナルを開設し、ガントリークレーンを設置した。</p> <p>入港船舶は、総数で約9,900隻、輸移出入貨物の総量は約1,530万トンとなっている。</p> <p>（5）（略）</p> <p>5 （6）特定事業所</p> <p>特定事業所は、総数4事業所（第1種3事業所、第2種1事業所）で、石油等の貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱数量は概ね27万k1、液化天然ガスの処理量等は概ね39万Nm³となっている。</p> <p>○ 苫小牧地区</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>6 （4）港湾及び船舶出入数（数値は平成29年～令和元年の3年間平均である。）</p> <p>昭和38年4月開港と同時に重要港湾の指定を受け、昭和55年10月苫小牧東港の開発、さらに昭和56年5月には特定重要港湾に昇格し、工業ばかりでなく流通拠点としての役割も大きく、北日本最大の国際貿易港として北海道経済の発展に大きな役割を果たしている。</p> <p>入港船舶は約14,400隻、輸移出入貨物の総量は約1億800万トンとなっている。</p> <p>（5）～（6）（略）</p> <p>○ 室蘭地区</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>7 （4）港湾及び船舶出入数（数値は平成29年～令和元年の3年間平均である。）</p> <p>室蘭港は天然の良港で古くから工業港として発展し、昭和40年には特定重要港湾の指定を受け、近年では、国内フェリー航路や外航コンテナ等の海上ネットワークにより、物流港として重要な役割を果たしている。</p> <p>入港船舶は総数で約5,000隻、輸移出入貨物の総量は約2,090万トンとなっている。</p> <p>（5）（略）</p> <p>7 （6）特定事業所</p> <p>特定事業所は総数7事業所（レイアウト規制2事業所、第2種5事業所）で、製鉄を基幹としており、石油等の貯蔵取扱量は概ね211万k1、高圧ガス処理量は概ね377万Nm³となっ</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 特別防災区域の概況</p> <p>1（略）</p> <p>2 各地区及び特定事業所の概況</p> <p>○ 釧路地区</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）港湾及び船舶出入数（数値は令和元年～令和3年の3年間平均である。）</p> <p>昭和26年に重要港湾の指定を受けている。</p> <p>昭和44年から西港区の建設に着手し、平成21年に西港区第3埠頭に国際コンテナターミナルを開設し、ガントリークレーンを設置した。</p> <p>入港船舶は、総数で約7,800隻、輸移出入貨物の総量は約1,450万トンとなっている。</p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）特定事業所</p> <p>特定事業所は、総数4事業所（第1種3事業所、第2種1事業所）で、石油等の貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱数量は概ね27万k1、液化天然ガスの処理量等は概ね40万Nm³となっている。</p> <p>○ 苫小牧地区</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）港湾及び船舶出入数（数値は平成30年～令和2年の3年間平均である。）</p> <p>昭和38年4月開港と同時に重要港湾の指定を受け、昭和55年10月苫小牧東港の開発、さらに昭和56年5月には特定重要港湾に昇格し、工業ばかりでなく流通拠点としての役割も大きく、北日本最大の国際貿易港として北海道経済の発展に大きな役割を果たしている。</p> <p>入港船舶は約13,800隻、輸移出入貨物の総量は約1億500万トンとなっている。</p> <p>（5）～（6）（略）</p> <p>○ 室蘭地区</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）港湾及び船舶出入数（数値は平成30年～令和2年の3年間平均である。）</p> <p>室蘭港は天然の良港で古くから工業港として発展し、昭和40年には特定重要港湾の指定を受け、近年では、国内フェリー航路や外航コンテナ等の海上ネットワークにより、物流港として重要な役割を果たしている。</p> <p>入港船舶は総数で約4,500隻、輸移出入貨物の総量は約1,700万トンとなっている。</p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）特定事業所</p> <p>特定事業所は総数7事業所（レイアウト規制2事業所、第2種5事業所）で、製鉄を基幹としており、石油等の貯蔵取扱量は概ね210万k1、高圧ガス処理量は概ね377万Nm³となっ</p>	<p>データの更新</p> <p>データの更新</p> <p>データの更新</p> <p>データの更新</p>

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考								
8	<p>ている。</p> <p>○ 北斗地区</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象（平年値（平成3年～令和2年））</p> <p>気候は比較的温暖で、年平均気温は9.4℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く25.9℃（極値33.9℃）、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-6.0℃（極値-21.7℃）となっており、年平均風速は3.6m/s、年降水量は1,188.0mmである。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ている。</p> <p>○ 北斗地区</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象（平年値（平成3年～令和2年））</p> <p>気候は比較的温暖で、年平均気温は9.4℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く25.9℃（極値35.4℃）、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-6.0℃（極値-21.7℃）となっており、年平均風速は3.6m/s、年降水量は1,188.0mmである。</p> <p>(3) (略)</p>	データの更新								
8	<p>(4) 港湾及び船舶出入数（数値は平成29年～令和元年の3年間平均である。）</p> <p>函館港湾の一部を形成する地域にあり、函館港の入港船舶は総数で約12,100隻、輸移出入貨物の総量は約3,260万トンとなっている。</p>	<p>(4) 港湾及び船舶出入数（数値は令和元年～令和3年の3年間平均である。）</p> <p>函館港湾の一部を形成する地域にあり、函館港の入港船舶は総数で約11,380隻、輸移出入貨物の総量は約3,155万トンとなっている。</p>	データの更新								
8	<p>(5) 道路、鉄道及び陸上輸送</p> <p>函館湾と並行して国道228号線及びコンビナート地区の中心を縦断する国道227号線が通っている。</p> <p>鉄道は、コンビナート地区の中心に道南いさりび鉄道線が敷設されている。</p> <p>平成27年3月、函館新外環状道路（函館IC・赤川IC間）が開通し、函館新道、函館・江差自動車道（函館IC～茂辺地IC間が平成24年3月までに開通済）とともに、函館圏の高速交通ネットワークを形成している。</p>	<p>(5) 道路、鉄道及び陸上輸送</p> <p>函館湾と並行して国道228号線及びコンビナート地区の中心を縦断する国道227号線が通っている。</p> <p>鉄道は、コンビナート地区の中心に道南いさりび鉄道線が敷設されている。</p> <p>平成27年3月、函館新外環状道路（函館IC・赤川IC間）が開通し、函館新道、函館・江差自動車道（函館IC～木古内IC間が令和4年3月までに開通済）とともに、函館圏の高速交通ネットワークを形成している。</p>	木古内IC開通に伴う修正								
9	<p>(6) (略)</p> <p>○ 知内地区</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象（平年値（知内：平成17年～令和2年、木古内：平成3年～令和2年））</p> <p>気候は比較的温暖で、年平均気温は8.9℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く25.1℃（極値34.1℃）、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-5.7℃（極値-15.6℃）となっており、年平均風速は2.3m/s、年降水量は1,633.1mmである。（気温・風速については木古内アメダス、雨量については知内アメダスの平年値を記載）</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>○ 知内地区</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 気象（平年値（知内：平成17年～令和2年、木古内：平成3年～令和2年））</p> <p>気候は比較的温暖で、年平均気温は8.9℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く25.1℃（極値34.2℃）、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-5.7℃（極値-15.6℃）となっており、年平均風速は2.3m/s、年降水量は1,633.1mmである。（気温・風速については木古内アメダス、雨量については知内アメダスの平年値を記載）</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	データの更新								
13	<p>○ 石狩地区</p> <p>(略)</p> <p>第6章 防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災に関する組織と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地区連絡会（設置根拠：石油コンビナート等特別防災区域地区連絡会設置要綱）</p> <p>ア 組織</p> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>連絡員</td> </tr> <tr> <td>所轄</td> <td>開発建設部</td> </tr> </table>	会長	連絡員	所轄	開発建設部	<p>○ 石狩地区</p> <p>(略)</p> <p>第6章 防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災に関する組織と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地区連絡会（設置根拠：石油コンビナート等特別防災区域地区連絡会設置要綱）</p> <p>ア 組織</p> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>連絡員</td> </tr> <tr> <td>所轄</td> <td>開発建設部</td> </tr> </table>	会長	連絡員	所轄	開発建設部	
会長	連絡員										
所轄	開発建設部										
会長	連絡員										
所轄	開発建設部										

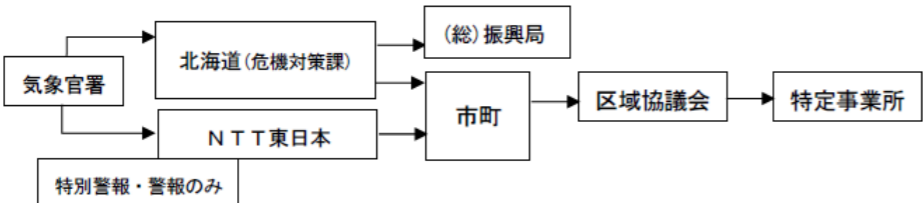
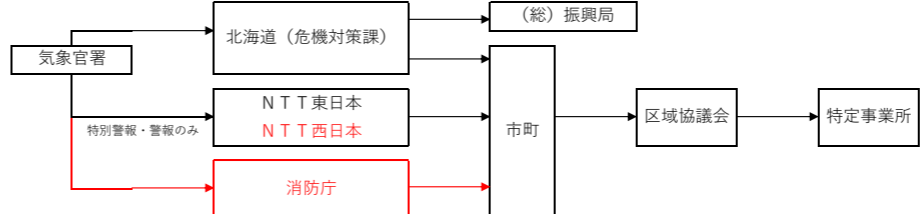
北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考																																														
18	<table border="1"> <tr><td>総合振興局長</td><td>海上保安部（署）</td></tr> <tr><td>振興局長</td><td>労働基準監督署</td></tr> <tr><td></td><td>陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊</td></tr> <tr><td></td><td>所轄総合振興局・振興局</td></tr> <tr><td></td><td>北海道警察の関係（方面）本部及び警察署</td></tr> <tr><td></td><td>関係市町（港湾管理者を含む。）</td></tr> <tr><td></td><td>特定事業所</td></tr> <tr><td></td><td>運輸支局（苫小牧地区は海事事務所）</td></tr> <tr><td></td><td>地方气象台（石狩地区は札幌管区气象台）</td></tr> <tr><td></td><td><u>日本貨物鉄道株式会社北海道支社</u></td></tr> <tr><td></td><td>空港事務所</td></tr> <tr><td></td><td>その他会長が必要と認める機関</td></tr> </table>	総合振興局長	海上保安部（署）	振興局長	労働基準監督署		陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊		所轄総合振興局・振興局		北海道警察の関係（方面）本部及び警察署		関係市町（港湾管理者を含む。）		特定事業所		運輸支局（苫小牧地区は海事事務所）		地方气象台（石狩地区は札幌管区气象台）		<u>日本貨物鉄道株式会社北海道支社</u>		空港事務所		その他会長が必要と認める機関	<table border="1"> <tr><td>総合振興局長</td><td>海上保安部（署）</td></tr> <tr><td>振興局長</td><td>労働基準監督署</td></tr> <tr><td></td><td>陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊</td></tr> <tr><td></td><td>所轄総合振興局・振興局</td></tr> <tr><td></td><td>北海道警察の関係（方面）本部及び警察署</td></tr> <tr><td></td><td>関係市町（港湾管理者を含む。）</td></tr> <tr><td></td><td>特定事業所</td></tr> <tr><td></td><td>運輸支局（苫小牧地区は海事事務所）</td></tr> <tr><td></td><td>地方气象台（石狩地区は札幌管区气象台）</td></tr> <tr><td></td><td>空港事務所</td></tr> <tr><td></td><td>その他会長が必要と認める機関</td></tr> </table>	総合振興局長	海上保安部（署）	振興局長	労働基準監督署		陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊		所轄総合振興局・振興局		北海道警察の関係（方面）本部及び警察署		関係市町（港湾管理者を含む。）		特定事業所		運輸支局（苫小牧地区は海事事務所）		地方气象台（石狩地区は札幌管区气象台）		空港事務所		その他会長が必要と認める機関	<p>鉄道石油輸送廃止に伴う、地区連絡会退会のため削除</p>
	総合振興局長	海上保安部（署）																																															
	振興局長	労働基準監督署																																															
		陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊																																															
		所轄総合振興局・振興局																																															
		北海道警察の関係（方面）本部及び警察署																																															
		関係市町（港湾管理者を含む。）																																															
		特定事業所																																															
		運輸支局（苫小牧地区は海事事務所）																																															
		地方气象台（石狩地区は札幌管区气象台）																																															
		<u>日本貨物鉄道株式会社北海道支社</u>																																															
		空港事務所																																															
	その他会長が必要と認める機関																																																
総合振興局長	海上保安部（署）																																																
振興局長	労働基準監督署																																																
	陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊																																																
	所轄総合振興局・振興局																																																
	北海道警察の関係（方面）本部及び警察署																																																
	関係市町（港湾管理者を含む。）																																																
	特定事業所																																																
	運輸支局（苫小牧地区は海事事務所）																																																
	地方气象台（石狩地区は札幌管区气象台）																																																
	空港事務所																																																
	その他会長が必要と認める機関																																																
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)	<p>鉄道石油輸送廃止に伴い削除</p>																																															
2 関係行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2 関係行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱																																																
(1)～(15) (略)	(1)～(15) (略)																																																
(16) 日本貨物鉄道株式会社北海道支社	(16) 日本貨物鉄道株式会社北海道支社																																																
<u>危険物輸送上の安全措置の推進及び</u> 陸上輸送の確保及び支援	陸上輸送の確保及び支援																																																
(17) (略)	(17) (略)																																																
第2編 災害対策	第2編 災害対策																																																
第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																
第1節 石油・高圧ガス等災害予防計画	第1節 石油・高圧ガス等災害予防計画																																																
1 陸上災害の予防	1 陸上災害の予防																																																
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																																																
(4) 日本貨物鉄道株式会社北海道支社	(4) 日本貨物鉄道株式会社北海道支社																																																
鉄道安全施設の保全、強化 <u>及び危険物等輸送の安全確保</u> を図るものとする。	鉄道安全施設の保全、強化を図るものとする。																																																
(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)																																																
2～3 (略)	2～3 (略)																																																
第2節～第6節 (略)	第2節～第6節 (略)																																																
30 第7節 災害想定	第7節 災害想定																																																
特別防災区域内には石油類や可燃性ガス等の貯蔵・取扱施設が数多く設置されており、平常時の事故の他、地震や津波等により漏洩、流出、火災、爆発等の重大な災害が発生するリスクを抱えている。防災計画を有効かつ的確に対応できるものとするためには、あらかじめ、発生する可能性のある災害の想定を行うことが重要かつ不可欠である。	特別防災区域内には石油類や可燃性ガス等の貯蔵・取扱施設が数多く設置されており、平常時の事故の他、地震や津波等により漏洩、流出、火災、爆発等の重大な災害が発生するリスクを抱えている。防災計画を有効かつ的確に対応できるものとするためには、あらかじめ、発生する可能性のある災害の想定を行うことが重要かつ不可欠である。	<p>鉄道石油輸送廃止に伴い削除</p>																																															

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考																																																																																																																																
31	<p>このため法第31条第3項により防災本部は防災計画を修正しようとするときは災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うこととされているが、本道では、東日本大震災の被害状況やこれらにより得られた新たな知見をもとに改訂された総務省消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月）」（以下「消防庁指針」という。）に示された手法を基に、道内6つの特別防災区域において起こり得る災害の相対的な危険性を想定し、効果的な予防対策の策定を行うため、平成27年3月に防災アセスメント調査を実施した。</p> <p>同アセスメントの概要は次のとおりであるが、各々の特別防災区域における主な施設の状況及び災害想定は各地区要綱に記載する。</p> <p>1 防災アセスメント調査の実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評価対象施設</p> <p>特別防災区域内の特定事業所に存在する次の施設を対象とした。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>各地区における評価対象施設数（平成27年3月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別防災区域</th> <th>危険物タンク</th> <th>高圧ガスタンク</th> <th>毒性液体タンク</th> <th>プラント</th> <th>タンカー 栈橋</th> <th>パイプ ライン</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釧路</td> <td>39</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>苫小牧</td> <td><u>285</u></td> <td><u>36</u></td> <td></td> <td>30</td> <td>26</td> <td>4</td> <td><u>381</u></td> </tr> <tr> <td>石狩</td> <td>25</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>8</td> <td><u>47</u></td> </tr> <tr> <td>室蘭</td> <td><u>96</u></td> <td><u>35</u></td> <td></td> <td>32</td> <td>8</td> <td>6</td> <td><u>177</u></td> </tr> <tr> <td>北斗</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>2</u></td> <td></td> <td><u>39</u></td> </tr> <tr> <td>知内</td> <td><u>6</u></td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>488</u></td> <td><u>79</u></td> <td></td> <td>64</td> <td><u>56</u></td> <td><u>29</u></td> <td><u>716</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>第8節 特別警報、警報及び情報の伝達計画</p> <p>1 (略)</p>	特別防災区域	危険物タンク	高圧ガスタンク	毒性液体タンク	プラント	タンカー 栈橋	パイプ ライン	合計	釧路	39	1			8	9	57	苫小牧	<u>285</u>	<u>36</u>		30	26	4	<u>381</u>	石狩	25	<u>4</u>			10	8	<u>47</u>	室蘭	<u>96</u>	<u>35</u>		32	8	6	<u>177</u>	北斗	37				<u>2</u>		<u>39</u>	知内	<u>6</u>	3		2	2	2	<u>15</u>	合計	<u>488</u>	<u>79</u>		64	<u>56</u>	<u>29</u>	<u>716</u>	<p>このため法第31条第3項により防災本部は防災計画を修正しようとするときは災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うこととされているが、本道では、東日本大震災の被害状況やこれらにより得られた新たな知見をもとに改訂された総務省消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月）」（以下「消防庁指針」という。）に示された手法を基に、道内6つの特別防災区域において起こり得る災害の相対的な危険性を想定し、効果的な予防対策の策定を行うため、平成27年3月に防災アセスメント調査を実施した。</p> <p><u>また、北海道における津波浸水想定（北海道日本海沿岸については平成29年2月、北海道太平洋沿岸については令和3年7月に設定）の更新を踏まえ、特定事業所が所有する危険物タンク及び高圧ガスタンクについて、津波による被害を対象とした評価を行い、令和5年2月に当該防災アセスメント調査報告書の内容を更新した。</u></p> <p>同アセスメントの概要は次のとおりであるが、各々の特別防災区域における主な施設の状況及び災害想定は各地区要綱に記載する。</p> <p>1 防災アセスメント調査の実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評価対象施設</p> <p>特別防災区域内の特定事業所に存在する次の施設を対象とした。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>各地区における評価対象施設数（<u>「北海道石油コンビナート等防災アセスメント調査報告書 令和5年2月」から施設数を引用</u>）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別防災区域</th> <th>危険物タンク</th> <th>高圧ガスタンク</th> <th>毒性液体タンク</th> <th>プラント</th> <th>タンカー 栈橋</th> <th>パイプ ライン</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釧路</td> <td>39</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>苫小牧</td> <td><u>269</u></td> <td><u>25</u></td> <td></td> <td>30</td> <td>26</td> <td>4</td> <td><u>354</u></td> </tr> <tr> <td>石狩</td> <td>25</td> <td><u>9</u></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>8</td> <td><u>52</u></td> </tr> <tr> <td>室蘭</td> <td><u>57</u></td> <td><u>23</u></td> <td></td> <td>32</td> <td>8</td> <td>6</td> <td><u>126</u></td> </tr> <tr> <td>北斗</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>7</u></td> <td><u>8</u></td> <td><u>52</u></td> </tr> <tr> <td>知内</td> <td><u>5</u></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>432</u></td> <td><u>58</u></td> <td></td> <td>64</td> <td><u>61</u></td> <td><u>37</u></td> <td><u>652</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>第8節 特別警報、警報及び情報の伝達計画</p> <p>1 (略)</p>	特別防災区域	危険物タンク	高圧ガスタンク	毒性液体タンク	プラント	タンカー 栈橋	パイプ ライン	合計	釧路	39	1			8	9	57	苫小牧	<u>269</u>	<u>25</u>		30	26	4	<u>354</u>	石狩	25	<u>9</u>			10	8	<u>52</u>	室蘭	<u>57</u>	<u>23</u>		32	8	6	<u>126</u>	北斗	37				<u>7</u>	<u>8</u>	<u>52</u>	知内	<u>5</u>			2	2	2	<u>11</u>	合計	<u>432</u>	<u>58</u>		64	<u>61</u>	<u>37</u>	<u>652</u>	<p>北海道における津波浸水想定 の更新を踏まえた、アセ スメント調査の更新(令和5年 2月)について追加。</p> <p>北海道石油コンビナート等 防災アセスメント調査結果(和 令5年2月)に基づき修正</p>
特別防災区域	危険物タンク	高圧ガスタンク	毒性液体タンク	プラント	タンカー 栈橋	パイプ ライン	合計																																																																																																																												
釧路	39	1			8	9	57																																																																																																																												
苫小牧	<u>285</u>	<u>36</u>		30	26	4	<u>381</u>																																																																																																																												
石狩	25	<u>4</u>			10	8	<u>47</u>																																																																																																																												
室蘭	<u>96</u>	<u>35</u>		32	8	6	<u>177</u>																																																																																																																												
北斗	37				<u>2</u>		<u>39</u>																																																																																																																												
知内	<u>6</u>	3		2	2	2	<u>15</u>																																																																																																																												
合計	<u>488</u>	<u>79</u>		64	<u>56</u>	<u>29</u>	<u>716</u>																																																																																																																												
特別防災区域	危険物タンク	高圧ガスタンク	毒性液体タンク	プラント	タンカー 栈橋	パイプ ライン	合計																																																																																																																												
釧路	39	1			8	9	57																																																																																																																												
苫小牧	<u>269</u>	<u>25</u>		30	26	4	<u>354</u>																																																																																																																												
石狩	25	<u>9</u>			10	8	<u>52</u>																																																																																																																												
室蘭	<u>57</u>	<u>23</u>		32	8	6	<u>126</u>																																																																																																																												
北斗	37				<u>7</u>	<u>8</u>	<u>52</u>																																																																																																																												
知内	<u>5</u>			2	2	2	<u>11</u>																																																																																																																												
合計	<u>432</u>	<u>58</u>		64	<u>61</u>	<u>37</u>	<u>652</u>																																																																																																																												

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考
32	<p>2 伝達経路</p>  <p>3 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達・広報計画</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>2 伝達経路</p>  <p>3 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達・広報計画</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>実情に合わせ修正</p>

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考																																																																																						
42	<p>5 事故報告等 火災・災害等即報様式（石油コンビナート特別防災区域内の事故）</p> <p>別紙 第2号様式（特定の事故）</p> <table border="1" data-bbox="237 336 1291 567"> <tr> <td rowspan="4">事故名</td> <td>① 石油コンビナート等特別防災区域内の事故</td> <td>報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>2 危険物等に係る事故</td> <td>都道府県</td> <td>北 海 道</td> </tr> <tr> <td>3 原子力施設等に係る事故</td> <td>市 町 村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 その他特定の事故</td> <td>(消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防庁受信者氏名</td> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="237 588 1291 1848"> <tr> <td>事故種別</td> <td>1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td>特別防災区域 〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕</td> </tr> <tr> <td>発生日時 (覚知日時)</td> <td>月 日 時 分 (月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>消防覚知方法</td> <td>発見日時 月 日 時 分 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>物質の区分</td> <td>1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他() 物質名</td> </tr> <tr> <td>施設の区分</td> <td>1危険物施設 2高圧ガス施設 3高圧ガス施設 4その他()</td> </tr> <tr> <td>施設の概要</td> <td>危険物施設の区分</td> </tr> <tr> <td>事故の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死傷者</td> <td>死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重傷 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)</td> </tr> <tr> <td>消防防災活動状況及び救急・救助活動状況</td> <td>出 場 機 関 出 場 人 員 出 場 資 機 材 事業所 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 海 上 保 安 庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p>	事故名	① 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分	2 危険物等に係る事故	都道府県	北 海 道	3 原子力施設等に係る事故	市 町 村		4 その他特定の事故	(消防本部名)		消防庁受信者氏名		報告者名		事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()	発生場所		事業所名	特別防災区域 〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕	発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	消防覚知方法	発見日時 月 日 時 分 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分	物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他() 物質名	施設の区分	1危険物施設 2高圧ガス施設 3高圧ガス施設 4その他()	施設の概要	危険物施設の区分	事故の概要		死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重傷 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)	消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出 場 機 関 出 場 人 員 出 場 資 機 材 事業所 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 海 上 保 安 庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	災害対策本部等の設置状況		その他参考事項		<p>5 事故報告等 火災・災害等即報様式（石油コンビナート特別防災区域内の事故）</p> <p>第2号様式（特定の事故）</p> <table border="1" data-bbox="1409 315 2463 546"> <tr> <td rowspan="4">事故名</td> <td>1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故</td> <td>報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>2 危険物等に係る事故</td> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 原子力施設等に係る事故</td> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 その他特定の事故</td> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防庁受信者氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1409 556 2463 1827"> <tr> <td>事故種別</td> <td>1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()</td> </tr> <tr> <td>発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td>特別防災区域 〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕</td> </tr> <tr> <td>発生日時 (覚知日時)</td> <td>月 日 時 分 (月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>消防覚知方法</td> <td>発見日時 月 日 時 分 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>物質の区分</td> <td>1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他() 物質名</td> </tr> <tr> <td>施設の区分</td> <td>1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()</td> </tr> <tr> <td>施設の概要</td> <td>危険物施設の区分</td> </tr> <tr> <td>事故の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死傷者</td> <td>死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重 症 人(人) 中 等 症 人(人) 軽 症 人(人)</td> </tr> <tr> <td>消防防災活動状況及び救急・救助活動状況</td> <td>出 場 機 関 出 場 人 員 出 場 資 機 材 事業所 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 海 上 保 安 庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p>	事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分	2 危険物等に係る事故	都道府県		3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)		4 その他特定の事故	報告者名		消防庁受信者氏名				事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()	発生場所		事業所名	特別防災区域 〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕	発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	消防覚知方法	発見日時 月 日 時 分 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分	物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他() 物質名	施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()	施設の概要	危険物施設の区分	事故の概要		死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重 症 人(人) 中 等 症 人(人) 軽 症 人(人)	消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出 場 機 関 出 場 人 員 出 場 資 機 材 事業所 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 海 上 保 安 庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	災害対策本部等の設置状況		その他参考事項		<p>火災・災害等即報要領の一部改正について（通知）（平成29年2月7日付け 消防庁第11号）により、即報の様式が変更されたため修正</p>
事故名	① 石油コンビナート等特別防災区域内の事故		報告日時	年 月 日 時 分																																																																																					
	2 危険物等に係る事故		都道府県	北 海 道																																																																																					
	3 原子力施設等に係る事故		市 町 村																																																																																						
	4 その他特定の事故	(消防本部名)																																																																																							
消防庁受信者氏名		報告者名																																																																																							
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()																																																																																								
発生場所																																																																																									
事業所名	特別防災区域 〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕																																																																																								
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)																																																																																								
消防覚知方法	発見日時 月 日 時 分 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分																																																																																								
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他() 物質名																																																																																								
施設の区分	1危険物施設 2高圧ガス施設 3高圧ガス施設 4その他()																																																																																								
施設の概要	危険物施設の区分																																																																																								
事故の概要																																																																																									
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重傷 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)																																																																																								
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出 場 機 関 出 場 人 員 出 場 資 機 材 事業所 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 海 上 保 安 庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分																																																																																								
災害対策本部等の設置状況																																																																																									
その他参考事項																																																																																									
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分																																																																																						
	2 危険物等に係る事故	都道府県																																																																																							
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)																																																																																							
	4 その他特定の事故	報告者名																																																																																							
消防庁受信者氏名																																																																																									
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()																																																																																								
発生場所																																																																																									
事業所名	特別防災区域 〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕																																																																																								
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)																																																																																								
消防覚知方法	発見日時 月 日 時 分 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分																																																																																								
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他() 物質名																																																																																								
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()																																																																																								
施設の概要	危険物施設の区分																																																																																								
事故の概要																																																																																									
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重 症 人(人) 中 等 症 人(人) 軽 症 人(人)																																																																																								
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出 場 機 関 出 場 人 員 出 場 資 機 材 事業所 自衛防災組織 人 共同防災組織 人 そ の 他 人 消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 海 上 保 安 庁 人 自 衛 隊 人 そ の 他 人 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分																																																																																								
災害対策本部等の設置状況																																																																																									
その他参考事項																																																																																									

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考
44	<p>第3節 避難救護計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難の実施</p> <p>特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を保護するため、当該市町長等避難の実施責任者が特別防災区域及び隣接地区の住民に対して迅速な避難措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>ア 市町長（基本法第60条）</p> <p>市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを<u>勧告又は</u>指示することができる。</p> <p>イ 警察官（基本法第61条）</p> <p>警察官は、関係市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、<u>滞在者</u>等に対し避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。</p> <p>ウ 海上保安官（基本法第61条）</p> <p>海上保安官は、関係市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、<u>滞在者</u>等に対し避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。</p> <p>エ 自衛官（自衛隊法第94条）</p> <p>災害派遣等を命じられた部隊等の自衛官は警察官がその場にはいない場合に限り、住民に対し、避難について必要な措置を行うことができる。</p> <p>オ 知事（基本法第60条）</p> <p>知事は、災害発生により市町長が避難のための立退きの<u>勧告及び</u>指示に関する措置ができない場合は、当該市町長に代わって実施するものとする。</p> <p>カ 特定事業者</p> <p>特定事業者は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を行う。</p> <p>この場合は、速やかに市町長にその旨を報告するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画</p>	<p>第3節 避難救護計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 避難の実施</p> <p>特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を保護するため、当該市町長等避難の実施責任者が特別防災区域及び隣接地区の住民に対して迅速な避難措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>ア 市町長（基本法第60条）</p> <p>市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者<u>その他の者（以下「居住者等」という。）</u>等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>イ 警察官（基本法第61条）</p> <p>警察官は、関係市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。</p> <p>ウ 海上保安官（基本法第61条）</p> <p>海上保安官は、関係市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。</p> <p>エ 自衛官（自衛隊法第94条）</p> <p>災害派遣等を命じられた部隊等の自衛官は警察官がその場にはいない場合に限り、住民に対し、避難について必要な措置を行うことができる。</p> <p>オ 知事（基本法第60条）</p> <p>知事は、災害発生により市町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、当該市町長に代わって実施するものとする。</p> <p>カ 特定事業者</p> <p>特定事業者は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を行う。</p> <p>この場合は、速やかに市町長にその旨を報告するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画</p>	<p>災害対策基本法の改正（令和3年5月）に伴う修正及び文言の修正</p> <p>災害対策基本法の改正（令和3年5月）に伴う修正及び文言の修正</p> <p>災害対策基本法の改正（令和3年5月）に伴う修正及び文言の修正</p> <p>災害対策基本法の改正（令和3年5月）に伴う修正</p>

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考																																																																				
54	<p>1 災害派遣の要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請先</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>関係特別防災区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部方面総監</td> <td>防衛部防衛課 運用室</td> <td>札幌市中央区 南26条西10丁目</td> <td>011-511-7116 (内線 2574~6)</td> <td>全地区</td> </tr> <tr> <td>第5 師 団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>帯広市南町 南7線31番地</td> <td>0155-48-5121 内線 2953 (当直2300)</td> <td rowspan="2">釧路地区</td> </tr> <tr> <td>第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>釧路群釧路町 字別保112</td> <td>0154-40-2011 内線236 (当直302)</td> </tr> <tr> <td>第7師団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>千歳市祝梅1016</td> <td>0123-23-5131 内線2275 (当直2208)</td> <td>苫小牧地区 及び室蘭地区</td> </tr> <tr> <td>第11旅団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>札幌市南区 真駒内17</td> <td>011-581-3191 内線2134 (当直2300)</td> <td>石狩地区、北斗 地区、知内地区</td> </tr> <tr> <td>第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>函館市広野町 6-18</td> <td>0138-51-9171 内線 237 (当直502)</td> <td>北斗地区及び知 内地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>2 ~ 6 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 相互応援協力計画</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 消防機関の措置</p> <p>(1) 消防機関は、大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援等を要請する。</p> <p>また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防救助隊による応援等を要請する。</p>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	関係特別防災区域	北部方面総監	防衛部防衛課 運用室	札幌市中央区 南26条西10丁目	011-511-7116 (内線 2574~6)	全地区	第5 師 団長	第3部防衛班	帯広市南町 南7線31番地	0155-48-5121 内線 2953 (当直2300)	釧路地区	第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)	連隊第3科	釧路群釧路町 字別保112	0154-40-2011 内線236 (当直302)	第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線2275 (当直2208)	苫小牧地区 及び室蘭地区	第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区 真駒内17	011-581-3191 内線2134 (当直2300)	石狩地区、北斗 地区、知内地区	第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町 6-18	0138-51-9171 内線 237 (当直502)	北斗地区及び知 内地区	<p>1 災害派遣の要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請先</p> <p>ア 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>関係特別防災区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部方面総監</td> <td>防衛部防衛課 運用室</td> <td>札幌市中央区 南26条西10丁目</td> <td>011-511-7116 (内線 2574~6)</td> <td>全地区</td> </tr> <tr> <td>第5 旅 団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>帯広市南町 南7線31番地</td> <td>0155-48-5121 内線 2953 (当直2300)</td> <td rowspan="2">釧路地区</td> </tr> <tr> <td>第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>釧路群釧路町 字別保112</td> <td>0154-40-2011 内線236 (当直302)</td> </tr> <tr> <td>第7師団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>千歳市祝梅1016</td> <td>0123-23-5131 内線2275 (当直2208)</td> <td>苫小牧地区 及び室蘭地区</td> </tr> <tr> <td>第11旅団長</td> <td>第3部防衛班</td> <td>札幌市南区 真駒内17</td> <td>011-581-3191 内線2134 (当直2300)</td> <td>石狩地区、北斗 地区、知内地区</td> </tr> <tr> <td>第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>函館市広野町 6-18</td> <td>0138-51-9171 内線 237 (当直502)</td> <td>北斗地区及び知 内地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>2 ~ 6 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 相互応援協力計画</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 消防機関の措置</p> <p>(1) 消防機関は、大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援等を要請する。</p> <p>また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。</p>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	関係特別防災区域	北部方面総監	防衛部防衛課 運用室	札幌市中央区 南26条西10丁目	011-511-7116 (内線 2574~6)	全地区	第5 旅 団長	第3部防衛班	帯広市南町 南7線31番地	0155-48-5121 内線 2953 (当直2300)	釧路地区	第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)	連隊第3科	釧路群釧路町 字別保112	0154-40-2011 内線236 (当直302)	第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線2275 (当直2208)	苫小牧地区 及び室蘭地区	第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区 真駒内17	011-581-3191 内線2134 (当直2300)	石狩地区、北斗 地区、知内地区	第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町 6-18	0138-51-9171 内線 237 (当直502)	北斗地区及び知 内地区	<p>指定部隊等の長の名称変更</p> <p>誤字の修正</p>
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	関係特別防災区域																																																																			
北部方面総監	防衛部防衛課 運用室	札幌市中央区 南26条西10丁目	011-511-7116 (内線 2574~6)	全地区																																																																			
第5 師 団長	第3部防衛班	帯広市南町 南7線31番地	0155-48-5121 内線 2953 (当直2300)	釧路地区																																																																			
第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)	連隊第3科	釧路群釧路町 字別保112	0154-40-2011 内線236 (当直302)																																																																				
第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線2275 (当直2208)	苫小牧地区 及び室蘭地区																																																																			
第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区 真駒内17	011-581-3191 内線2134 (当直2300)	石狩地区、北斗 地区、知内地区																																																																			
第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町 6-18	0138-51-9171 内線 237 (当直502)	北斗地区及び知 内地区																																																																			
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	関係特別防災区域																																																																			
北部方面総監	防衛部防衛課 運用室	札幌市中央区 南26条西10丁目	011-511-7116 (内線 2574~6)	全地区																																																																			
第5 旅 団長	第3部防衛班	帯広市南町 南7線31番地	0155-48-5121 内線 2953 (当直2300)	釧路地区																																																																			
第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)	連隊第3科	釧路群釧路町 字別保112	0154-40-2011 内線236 (当直302)																																																																				
第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線2275 (当直2208)	苫小牧地区 及び室蘭地区																																																																			
第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区 真駒内17	011-581-3191 内線2134 (当直2300)	石狩地区、北斗 地区、知内地区																																																																			
第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町 6-18	0138-51-9171 内線 237 (当直502)	北斗地区及び知 内地区																																																																			
60	<p>(1) 消防機関は、大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援等を要請する。</p> <p>また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防救助隊による応援等を要請する。</p>	<p>(1) 消防機関は、大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援等を要請する。</p> <p>また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。</p>	<p>誤字の修正</p>																																																																				

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考
63	<p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進に関する特別措置法</u>（平成16年法律第27号 以下「日本海溝・千島海溝特別措置法」という。）第3条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定され、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、本計画に定めのない事項については、北海道地域防災計画<u>地震防災計画編</u>の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより実施することとし、当該区域における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の円滑な推進を図るものとする。</p> <p>第2節 推進地域</p> <p>この計画において対象とする地域は、日本海溝・千島海溝特別措置法 第3条第1項に基づく地域のうち、石油コンビナート等特別防災区域のある釧路市、北斗市の<u>2市</u>とする。</p> <p>第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>1 道、市町、その他の関係機関</p> <p>釧路・北斗地区に係る地震等の防災に関し、北海道<u>及び</u>釧路・北斗地区の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、釧路市、北斗市、指定公共機関、指定地方公共機関及び釧路・北斗地区の防災関係団体等の処理すべき事務の大綱は、第1編総則第6章「防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。</p> <p>2 特定事業所等</p> <p>特定事業所及び<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法施行令</u>第3条第3号から第6号に掲げる施設を設置する事業所（以下「特定事業所」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「防災規程」という。）の定めるところにより応急対策を実施する。</p> <p>なお、応急対策の実施に当たっては、強い揺れ（震度4以上）または、弱い揺れであっても長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに情報を把握し、適切に措置</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u>（平成16年法律第27号 以下「日本海溝・千島海溝特別措置法」という。）第3条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定され、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、本計画に定めのない事項については、北海道地域防災計画<u>（地震・津波防災計画編）</u>の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災<u>対策</u>推進計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより実施することとし、当該区域における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の円滑な推進を図るものとする。</p> <p>第2節 推進地域</p> <p>この計画において対象とする地域は、日本海溝・千島海溝特別措置法 第3条第1項に基づく地域のうち、石油コンビナート等特別防災区域のある釧路市、<u>苫小牧市、厚真町、室蘭市、</u>北斗市<u>及び</u>知内町の<u>4市2町</u>とする。</p> <p>第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>1 道、市町、その他の関係機関</p> <p>釧路・<u>苫小牧・室蘭</u>・北斗・<u>知内</u>地区に係る地震等の防災に関し、北海道、釧路・<u>苫小牧・室蘭</u>・北斗・<u>知内</u>地区の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、釧路市、<u>苫小牧市、厚真町、室蘭市、</u>北斗市、<u>知内町</u>、指定公共機関、指定地方公共機関及び釧路・<u>苫小牧・室蘭</u>・北斗・<u>知内</u>地区の防災関係団体等の処理すべき事務の大綱は、第1編総則第6章「防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。</p> <p>2 特定事業所等</p> <p>特定事業所及び<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令</u>第3条第3号から第6号に掲げる施設を設置する事業所（以下「特定事業所」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災<u>対策</u>推進計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「防災規程」という。）の定めるところにより応急対策を実施する。</p> <p>なお、応急対策の実施に当たっては、強い揺れ（震度4以上）または、弱い揺れであっても長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに情報を把握し、適切に措置</p>	<p>法令名の修正</p> <p>計画名の修正</p> <p>地震防災対策推進地域に追加指定（令和4年）されたことによるもの</p> <p>地震防災対策推進地域に追加指定（令和4年）されたことによるもの</p> <p>法令名の修正</p>
63	<p>この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法施行令</u>第3条第3号から第6号に掲げる施設を設置する事業所（以下「特定事業所」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「防災規程」という。）の定めるところにより応急対策を実施する。</p> <p>なお、応急対策の実施に当たっては、強い揺れ（震度4以上）または、弱い揺れであっても長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに情報を把握し、適切に措置</p>	<p>この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令</u>第3条第3号から第6号に掲げる施設を設置する事業所（以下「特定事業所」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災<u>対策</u>推進計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「防災規程」という。）の定めるところにより応急対策を実施する。</p> <p>なお、応急対策の実施に当たっては、強い揺れ（震度4以上）または、弱い揺れであっても長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに情報を把握し、適切に措置</p>	<p>法令名の修正</p>

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

項	現行	修正案（令和5年11月）	備考
	<p>を講ずることとする。</p> <p>津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難することを原則とするが、津波到着まで時間的余裕がある場合には、避難に要する時間を考慮、できる限りの安全対策を施すこととする。</p> <p>※ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法施行令第3条</p> <p>第3号 消防法第14条の2第1項に規定する製造所、貯蔵所は取扱所</p> <p>第4号 火薬類取締法第3条の許可に係る製造所</p> <p>第5号 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）</p> <p>第6号 毒物又は劇物（液体または気体のものに限る。以下この号において同じ。）の製造、貯蔵または取扱いを行う施設（当該施設において通常貯蔵を行い、または1日に通常製造若しくは取扱いを行う毒物または劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上のものに限る。）</p> <p>第4節～第10節（略）</p>	<p>を講ずることとする。</p> <p>津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難することを原則とするが、津波到着まで時間的余裕がある場合には、避難に要する時間を考慮、できる限りの安全対策を施すこととする。</p> <p>※ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条</u></p> <p>第3号 消防法第14条の2第1項に規定する製造所、貯蔵所は取扱所</p> <p>第4号 火薬類取締法第3条の許可に係る製造所</p> <p>第5号 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く。）</p> <p>第6号 毒物又は劇物（液体または気体のものに限る。以下この号において同じ。）の製造、貯蔵または取扱いを行う施設（当該施設において通常貯蔵を行い、または1日に通常製造若しくは取扱いを行う毒物または劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上のものに限る。）</p> <p>第4節～第10節（略）</p>	<p>法令名の修正</p>

北海道石油コンビナート等防災計画（本編）新旧対照表

現行	修正案（令和5年11月）	備考
<p style="text-align: center;">北海道石油コンビナート等防災計画</p> <p>沿革 昭和52年 8月 計画作成 昭和55年 2月 修正 昭和57年 3月 修正 昭和60年 2月 修正 昭和62年 5月 修正 平成9年 3月 修正 平成17年 3月 修正 平成18年 3月 修正 平成18年11月 修正 平成19年 3月 修正 平成23年 3月 修正 平成28年 3月 修正 令和3年 6月 修正 令和5年 3月 修正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>編 集</p> <p>北海道石油コンビナート等防災本部事務局</p> <p>北海道総務部危機対策局危機対策課</p> <p>危険物・コンビナート担当</p> </div>	<p style="text-align: center;">北海道石油コンビナート等防災計画</p> <p>沿革 昭和52年 8月 計画作成 昭和55年 2月 修正 昭和57年 3月 修正 昭和60年 2月 修正 昭和62年 5月 修正 平成9年 3月 修正 平成17年 3月 修正 平成18年 3月 修正 平成18年11月 修正 平成19年 3月 修正 平成23年 3月 修正 平成28年 3月 修正 令和3年 6月 修正 令和5年 3月 修正 <u>令和6年 3月 修正</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>編 集</p> <p>北海道石油コンビナート等防災本部事務局</p> <p>北海道総務部危機対策局危機対策課</p> <p>危険物・コンビナート担当</p> </div>	